

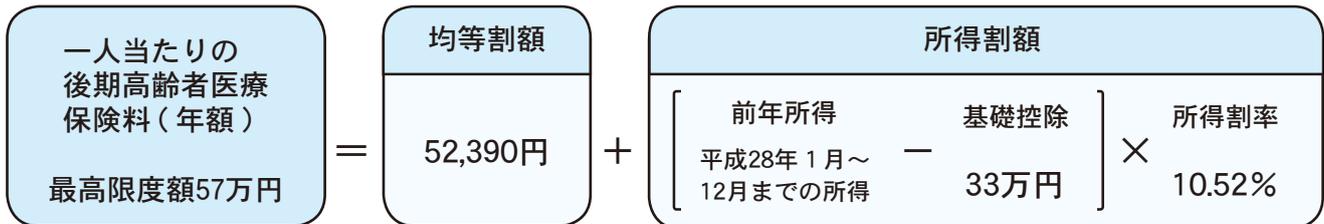
平成29年度 後期高齢者医療保険料が決定しました

申し込み・問い合わせ 保険年金課 ☎ 29-5084、総合支所、支所

- ☆75歳の誕生日から、全ての方が後期高齢者医療保険に加入します（生活保護受給者などの人を除く）
- ☆加入は個人単位で、保険証と被保険者番号は1人に1つあります
- ☆医療費の自己負担割合は、1割または3割です
- ☆保険料や納付方法は、7月中旬に被保険者へ通知します

平成29年度から保険料の軽減率が一部変更されます。保険料の軽減は、前年の所得などに応じて自動的にを行います。軽減額は7月中旬に送付する通知書で確認してください。

平成29年度 後期高齢者医療保険料



保険料の軽減率が一部変更されます

●均等割額の軽減割合変更

9割→7割に軽減割合が変更されました。

対象 75歳の誕生日の前日まで、家族の会社の健康保険（被用者保険）の被扶養者であった人

※以下の方は、これまでどおり9割の軽減が適用されます。

○住民票上単身世帯の人＝年金収入のみで年間80万円以下

○それ以外の人＝世帯主および後期高齢者医療制度加入者の軽減判定所得（総所得金額等）の合計が33万円以下かつ後期高齢者医療制度加入者の全員が年金収入のみで年間80万円以下

※平成29年1月1日時点、65歳以上で年金所得がある人は、年金所得から15万円差し引き、他所得がある場合は、その所得と合計した金額が、軽減判定所得となります

●所得割額の軽減割合変更

5割→2割に軽減割合が変更されました。

対象 前年所得から基礎控除33万円を差し引いた額が58万円未満の人

※総所得金額等が33万円未満の方は所得割額が賦課されません

65歳～74歳の障害のある人

65歳から74歳までの人は、障害の程度により申請すると、後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。74歳までの人は認定を受けた後でも、申し

出により撤回することができます。

対象となる障害

- 国民年金法などにおける障害年金1・2級
 - 身体障害者手帳1～3級および4級の一部
 - 療育手帳A
 - 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 手続きに必要なもの

- 障害の状態を明らかにする書類（国民年金証書、身体障害者手帳など）
- 現在加入している健康保険被保険者証
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは通知カード

保険証を7月中旬に送付します

8月の更新を前に、新しい後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

有効期限を過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。

保険証は宛先と同じ台紙に印刷されていますので、切り取って使用してください。



点字シールを希望する人は

希望する人には点字シール（封筒に「保険証在中」、被保険者証に「保険証」と点字印刷したもの）を貼り送付します。6月23日(金)までに保険年金課へ連絡してください。

昨年までに点字シールを希望した人には、引き続き点字シールを貼って送付します。